定 期 監 査 報 告（第４号）

1.　監査の対象

福祉医療課、税務課

2.　監査の期日

平成２９年１月２５日（水）～２６日（木）

3.　監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

(1)　事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
(2)　最小の経費で最大の効果を上げているか。
(3)　事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
(4)　施設の維持管理状況について。

4.　監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

各課共通して下記事項について、再確認し改善すべきと思われる。

・社会福祉団体等の補助金については、事業予算書と団体の予算金額に相違がないか確認すること。また、事業期間の始日と着手年月日の日付が同日となるように調整した方がよい。事業報告書の確認についても、団体の総会資料で添付される決算書だけではなく、支出証拠書類を確認すべきである

・委託業務の随意契約については、随意契約となる根拠、契約対象とした理由を明確にしておくこと。

・講師謝礼については、支払金額に明確な根拠がないため、町で統一された標準の支払基準が必要と思われる。

・自動車の借上契約は係ごとに様式が異なっているため、課内で共通様式を使用するようにした方がよい。

・契約書や仕様書については、必要な事項が記載されているか十分確認し、現在、国が使用している様式等を参考に、監督職員の指定や暴力団が関係する場合の契約解除の条項を加えて、改めていく必要がある。

・備品台帳については、順次、財務規則で定める様式に改めていくこと。